

◆税務課・収納課からのお知らせ◆

◎税務証明の申請について

平成 28 年 4 月 1 日から、申請者の身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証・保険証など)の提示が必要となります。



口座振替がお勧め！

◎納税は、安全・安心・便利な口座振替を利用ください。

【受付場所】=市内の各金融機関または郵便局の窓口

【必要なもの】=預貯金通帳、通帳印、納付書、口座振替依頼書

*口座振替依頼書は、市内の各金融機関および郵便局の窓口にあります。

【振替日】=納期月の 25 日(休祝日の場合は翌営業日)

【取扱税目】=市県民税(普通徴収)、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税

【その他】=毎月 25 日までの申し込み分が、翌月以降の納期分から口座振替となります。

コンビニエンスストアで納付するときの注意点

▼バーコードが印刷されている納付書でのみ納付することができます。

▼納付額が 30 万円を超える納付書および納期限を過ぎた納付書は、コンビニエンスストアでは納付できません。

▼従来どおり、金融機関窓口でも納められます。

*詳しくは、本庁収納課収納管理グループ(内線 2462)まで問い合わせください。

廃車の届け出はお済みですか？

◎平成 28 年度から税額が改正されました。

(例：50cc 原動機付自転車(バイク)は千円から 2 千円になります。)

*詳しくは、市のホームページで確認ください。

◎廃車の届け出をしないと、いつまでも課税されます。

毎年 4 月 1 日現在で、原動機付自転車や軽自動車などを所有している方に軽自動車税が課税されます。

印鑑およびナンバーを持参の上、所定の届出書を提出してください。

なお、①軽二輪(125cc超～250cc以下の二輪車) ②小型二輪(250cc超) ③軽自動車の届出先は、鹿児島県軽自動車協会 ☎ 099(261)4011 です。

*詳しくは、本庁税務課税制グループ(内線 2222)まで問い合わせください。

固定資産税

◎名義変更した土地・家屋の固定資産税について

固定資産税は、賦課期日(1月1日現在)の登記簿に登録されている所有者に、納税の義務が発生します。売買などで名義変更された場合は、翌年度から課税されます。固定資産税は年税額のため月割りの賦課はできませんので、契約の段階で、必ず、当事者間で税負担の取り決めをされるようお願いします。

◎住宅を取り壊した場合の固定資産税について

住宅を取り壊した場合は、翌年度の税額が上がることがあります。これは、一定要件を満たした住宅が建っている土地については、課税標準の特例が適用されているためです。

住宅の税額が減った分と、特例の適用が外れ税額が上がった宅地の差額により、税額が変わってきます。

また、土地は現況により課税されるため、利用状況が変わった場合は、必ず税務課または、最寄りの支所(地域振興課地域振興 G)に連絡してください。

*詳しくは、本庁税務課土地グループ(内線 2241)まで問い合わせください。

◎家屋の取り壊しについて

家屋の全部または一部を取り壊した場合は、家屋取り壊し届出書を提出してください。この届出書が提出されないと、翌年度も課税される場合がありますので注意してください。

*詳しくは、本庁税務課家屋グループ(内線 2251)まで問い合わせください。

国民健康保険税

◎基礎課税額に係る課税限度額が、平成 28 年度から 89 万円になります。

*詳しくは、本庁税務課市民税グループ(内線 2231)まで問い合わせください。

これらの情報については、薩摩川内市ホームページ
(<http://www.city.satsumasendai.lg.jp/>)でも確認できます。